

第一級アマチュア無線技士「法規」試験問題

25問 2時間

A - 1 次に掲げるもののうち、電波法に規定する「無線局」の定義として正しいものを下の番号から選べ。

- 1 無線設備及び無線設備の操作の監督を行う者の総体をいう。ただし、受信のみを目的とするものを含まない。
- 2 無線設備及び無線従事者の総体をいう。ただし、受信のみを目的とするものを含まない。
- 3 免許人、無線設備及び無線設備の操作又はその監督を行う者の総体をいう。ただし、受信のみを目的とするものを含まない。
- 4 免許人及び無線設備の総体をいう。ただし、受信のみを目的とするものを含まない。
- 5 無線設備及び無線設備の操作を行う者の総体をいう。ただし、受信のみを目的とするものを含まない。

A - 2 次に掲げるもののうち、無線局の免許を拒否される事由に該当しないものを、電波法及び無線局免許手続規則の規定に照らし下の番号から選べ。

- 1 免許の申請を審査した結果、電波法に定める審査基準に適合していないと認められるとき。
- 2 予備免許を受けた者が総務省令で定める工事設計の軽微な事項について変更を行った場合に、その旨を総務大臣に届け出なかったとき。
- 3 予備免許を受けた者が工事落成の期限経過後2週間以内に工事が落成した旨の届出をしないとき。
- 4 予備免許を受けた者が落成後の検査の結果について、不合格の判定を受けたとき。

A - 3 アマチュア局の免許人が、その無線局についてあらかじめ総務大臣の許可を受けなければならないのは、どの場合か、電波法の規定により正しいものを下の番号から選べ。

- 1 その無線局の運用を1箇月以上休止しようとするとき。
- 2 その無線局の受信設備の全部を変更しようとするとき。
- 3 非常通信を行おうとするとき。
- 4 無線局の運用の停止の処分を受けた後、運用を再開しようとするとき。
- 5 その無線局の無線設備の設置場所を変更しようとするとき。

A - 4 無線局の無線設備の変更の工事の許可を受けた免許人は、許可に係る無線設備を運用するためには、総務省令で定める場合を除き、どうしなければならないか、電波法の規定により正しいものを下の番号から選べ。

- 1 試験電波を発射し、その電波が正常であることを確認しなければならない。
- 2 その工事が完了した後、速やかにその工事の結果が許可の内容に適合している旨を総務大臣に届け出なければならない。
- 3 その工事が完了した後、遅滞なく無線局の運用を再開する旨を総務大臣に届け出なければならない。
- 4 総務大臣の検査を受け、その工事の結果が許可の内容に適合していると認められなければならない。
- 5 その工事の結果について文書を提出し、総務大臣の審査を受けなければならない。

A - 5 次の記述は、アマチュア局の受信設備の条件について電波法及び無線設備規則の規定に沿って述べたものである。□内に入れるべき字句の正しい組合せを下の番号から選べ。ただし、□内の同じ記号は、同じ字句を示す。

受信設備は、その副次的に発する電波又は高周波電流が、総務省令で定める限度を超えて他の□A□を与えるものであってはならない。

に規定する副次的に発する電波が他の□A□を与えない限度は、受信空中線と□B□の等しい□C□を使用して測定した場合に、その回路の電力が□D□以下でなければならない。

- | A | B | C | D |
|--------------|--------|---------|-----------|
| 1 無線設備の機能に支障 | 電氣的常数 | 擬似空中線回路 | 4 ナノワット |
| 2 無線設備の機能に支障 | 利得及び能率 | 空中線結合回路 | 4 マイクロワット |
| 3 無線局の運用に妨害 | 電氣的常数 | 空中線結合回路 | 4 ナノワット |
| 4 無線局の運用に妨害 | 利得及び能率 | 擬似空中線回路 | 4 マイクロワット |

A - 6 次の記述は、「周波数の許容偏差」の定義について電波法施行規則の規定に沿って述べたものである。□内に入れるべき字句の正しい組合せを下の番号から選べ。

「周波数の許容偏差」とは、発射によって占有する周波数帯の中央の周波数の□Aからの許容することができる最大の偏差又は発射の□Bからの許容することができる最大の偏差をいい、百万分率又はヘルツで表す。

A	B
1 基準周波数	割当周波数の特性周波数
2 基準周波数	特性周波数の割当周波数
3 割当周波数	基準周波数の特性周波数
4 割当周波数	特性周波数の基準周波数

A - 7 次の記述は、高圧電気に対する安全施設について電波法施行規則の規定に沿って述べたものである。□内に入れるべき字句の正しい組合せを下の番号から選べ。

高圧電気（高周波若しくは交流の電圧□A又は直流の電圧□Bを超える電気をいう。）を使用する電動発電機、変圧器、ろ波器、整流器その他の機器は、外部より容易に触れることができないように、絶縁遮へい体又は□Cの内に収容しなければならない。ただし、□Dのほか出入りできないように設備した場所に装置する場合は、この限りでない。

A	B	C	D
1 350 ボルト	750 ボルト	金属遮へい体	取扱者
2 350 ボルト	900 ボルト	接地された金属遮へい体	無線従事者
3 300 ボルト	750 ボルト	接地された金属遮へい体	取扱者
4 300 ボルト	900 ボルト	金属遮へい体	無線従事者

A - 8 次の記述は、送信装置の周波数の安定のための条件について無線設備規則の規定に沿って述べたものである。□内に入れるべき字句の正しい組合せを下の番号から選べ。

周波数をその許容偏差内に維持するため、送信装置は、できる限り□Aによって□Bないものでなければならない。移動局（移動するアマチュア局を含む。）の送信装置は、實際上起こり得る□Cによっても周波数をその許容偏差内に維持するものでなければならない。

A	B	C
1 外囲の温度若しくは湿度の変化	影響を受け	電源電圧又は負荷の変化
2 外囲の温度若しくは湿度の変化	発振周波数に影響を与え	電源電圧又は負荷の変化
3 振動又は衝撃	影響を受け	外囲の温度若しくは湿度の変化
4 電源電圧又は負荷の変化	影響を受け	振動又は衝撃
5 電源電圧又は負荷の変化	発振周波数に影響を与え	振動又は衝撃

A - 9 次の記述は、アマチュア局がモールス無線通信により2以上の特定の無線局を一括して呼び出そうとするとき、順次送信すべき事項を無線局運用規則の規定に沿って掲げたものである。□内に入れるべき字句の正しい組合せを下の番号から選べ。

相手局の呼出符号	□A
DE	1回
自局の呼出符号	□B
K	1回

A	B
1 それぞれ3回以下	3回
2 それぞれ3回以下	2回以下
3 それぞれ2回以下	3回以下
4 それぞれ2回以下	1回
5 それぞれ1回	1回

A - 10 次の記述は、無線局の目的外使用の禁止等について電波法の規定に沿って述べたものである。□内に入れるべき字句の正しい組合せを下の番号から選べ。

無線局は、免許状に記載された目的又は□Aの範囲を超えて運用してはならない。ただし、次に掲げる通信については、この限りでない。

- (1) 遭難通信 (2) 緊急通信 (3) 安全通信 (4) 非常通信 (5) 放送の受信
(6) その他総務省令で定める通信

無線局を運用する場合には、無線設備の設置場所、識別信号、□Bは、免許状に記載されたところによらなければならない。ただし、遭難通信については、この限りでない。

無線局を運用する場合には、空中線電力は、次に定めるところによらなければならない。ただし、遭難通信については、この限りでない。

- (1) 免許状に記載されたものの範囲内であること。
(2) 通信を行うため□Cであること。

無線局は、免許状に記載された運用許容時間内でなければ、運用してはならない。ただし、□Dに掲げる通信を行う場合及び総務省令で定める場合は、この限りでない。

A	B	C	D
1 通信の相手方若しくは通信事項	空中線の型式、電波の型式及び周波数	十分なもの	の(1)から(4)まで
2 通信の相手方若しくは通信事項	電波の型式及び周波数	必要最小のもの	の(1)から(6)まで
3 通信事項	空中線の型式、電波の型式及び周波数	必要最小のもの	の(1)から(4)まで
4 通信事項	電波の型式及び周波数	十分なもの	の(1)から(6)まで

A - 11 次の記述は、混信等の防止について電波法の規定に沿って述べたものである。□内に入れるべき字句の正しい組合せを下の番号から選べ。

無線局は、□A又は電波天文業務（宇宙から発する電波の受信を基礎とする天文学のための当該電波の受信の業務をいう。）の用に供する受信設備その他の総務省令で定める受信設備（無線局のものを除く。）で総務大臣が指定するものに□Bを与えないように運用しなければならない。ただし、遭難通信、緊急通信、安全通信及び非常通信については、この限りでない。

A	B
1 他の無線局	その運用を阻害するような混信その他の妨害
2 他の無線局	いかなる微弱なレベルにおいても混信
3 放送の受信を目的とする受信設備	その運用を阻害するような混信その他の妨害
4 放送の受信を目的とする受信設備	いかなる微弱なレベルにおいても混信

A - 12 次の記述は、アマチュア局がモールス無線電信による通信中において、混信の防止その他の必要により使用電波の型式又は周波数の変更を要求しようとするときに順次送信すべき事項を、無線局運用規則の規定に沿って掲げたものである。□内に入れるべき字句の正しい組合せを下の番号から選べ。

□A 又はQSW若しくはQSY	1回
変更によって使用しようとする周波数（又は電波の型式及び周波数）	1回
？（「□B」を送信したときに限る。）	1回

A	B
1 QSS	QSW
2 QSU	QSW
3 QSU	QSU
4 QSX	QSU
5 QSX	QSY

A - 13 次の記述は、総務大臣がその職員を無線局に派遣し、その無線設備、無線従事者の資格及び員数並びに時計及び書類を検査することができる場合について、電波法の規定に沿って述べたものである。□□内に入れるべき字句の正しい組合せを下の番号から選べ。ただし、□□内の同じ記号は、同じ字句を示す。

無線局の発射する□□Aが総務省令で定めるものに適合していないと認め、当該無線局に対して□□B電波の発射の停止を命じたとき。

の命令を受けた無線局からその発射する□□Aが総務省令の定めるものに適合するに至った旨の申出を受けたとき。無線局のある船舶又は航空機が外国へ出港しようとするとき。

その他□□Cの施行を確保するため特に必要があるとき。

	A	B	C
1	電波の強度	臨時に	電波法又は放送法
2	電波の強度	3箇月以内の期間を定めて	電波法
3	電波の質	臨時に	電波法
4	電波の質	3箇月以内の期間を定めて	電波法又は放送法

A - 14 次の記述は、無線局の免許の取消し等について電波法の規定に沿って述べたものである。□□内に入れるべき字句の正しい組合せを下の番号から選べ。

総務大臣は、免許人が電波法、放送法若しくはこれらの法律に基づく命令又はこれらに基づく処分に違反したときは、□□A以内の期間を定めて無線局の運用の停止を命じ、又は期間を定めて□□Bを制限することができる。

総務大臣は、免許人（包括免許人を除く。）が次のいずれかに該当するときは、その免許を取り消すことができる。

- (1) 正当な理由がないのに、無線局の運用を引き続き□□C以上休止したとき。
- (2) 不正な手段により無線局の免許を受けたとき。
- (3) 不正な手段により通信の相手方、通信事項若しくは無線設備の設置場所の変更又は無線設備の変更の工事の許可を受けたとき。
- (4) 不正な手段により識別信号、電波の型式、周波数、空中線電力又は運用許容時間の指定の変更を行わせたとき。
- (5) □□の規定による命令又は制限に従わないとき。
- (6) 免許人が電波法又は放送法に規定する罪を犯し□□Dに処せられ、その執行を終わり、又はその執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者に該当するに至ったとき。

	A	B	C	D
1	3箇月	周波数若しくは空中線電力	1年	懲役
2	3箇月	運用許容時間、周波数若しくは空中線電力	6箇月	罰金以上の刑
3	6箇月	周波数若しくは空中線電力	6箇月	懲役
4	6箇月	運用許容時間、周波数若しくは空中線電力	1年	罰金以上の刑

A - 15 次の記述は、電波利用料について電波法の規定に沿って述べたものである。□□内に入れるべき字句の正しい組合せを下の番号から選べ。ただし、□□内の同じ記号は、同じ字句を示す。

アマチュア局の免許人は、電波利用料として、無線局の免許の日から起算して□□A以内及びその後毎年その免許の日に応当する日（応当する日がない場合は、その翌日。以下「応当日」という。）から起算して□□A以内に、当該無線局の免許の日又は応当日から始まる各1年の期間について、年額□□Bを国に納めなければならない。

「電波利用料」とは、次に掲げる事務その他の電波の適正な利用の確保に関し総務大臣が□□Cを直接の目的として行う事務の処理に要する費用の財源に充てるために免許人が負担すべき金銭をいう。

- (1) 電波の監視及び規正並びに不法に開設された無線局の□□D
- (2) 総合無線局管理ファイルの作成及び管理
- (3) 電波のより能率的な利用に資する技術を用いた無線設備について無線設備の技術基準を定めるために行う試験及びその結果の分析
- (4) 特定周波数変更対策業務

	A	B	C	D
1	30日	500円	無線局全体の受益	探査
2	30日	1,000円	免許人の利益	検査
3	3箇月	500円	免許人の利益	探査
4	3箇月	1,000円	無線局全体の受益	検査

A - 16 次に掲げる者のうち、無線従事者の免許が与えられないことがある者はどれか、電波法の規定により正しいものを下の番号から選べ。

- 1 刑法に規定する罪を犯し罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又はその執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者
- 2 無線従事者の免許を取り消され、取消しの日から2年を経過しない者
- 3 電波法の規定に違反し、3箇月以内の期間を定めてその業務に従事することを停止され、期間の満了の日から2年を経過しない者
- 4 日本の国籍を有しない者

A - 17 次に掲げる周波数帯のうち、国際電気通信連合憲章に規定する無線通信規則の周波数分配表においてアマチュア業務に分配されている周波数帯を下の番号から選べ。

- 1 3,230kHz ~ 3,400kHz
- 2 7,300kHz ~ 7,400kHz
- 3 10,100kHz ~ 10,150kHz
- 4 14,360kHz ~ 14,990kHz
- 5 18,168kHz ~ 18,268kHz

A - 18 次の記述は、「有害な混信」の定義に関する国際電気通信連合憲章に規定する無線通信規則の規定について述べたものである。
□□□□ 内に入れるべき字句の正しい組合せを下の番号から選べ。

「有害な混信」とは、無線航行業務その他の □□□□ A の機能を害し、又は無線通信規則に従って行われる □□□□ B の運用を著しく低下させ、□□□□ C し、若しくは □□□□ D に中断する混信をいう。

- | | A | B | C | D |
|---|------|--------|----|-----|
| 1 | 安全業務 | 電気通信業務 | 制限 | 一時的 |
| 2 | 安全業務 | 無線通信業務 | 妨害 | 反復的 |
| 3 | 特別業務 | 電気通信業務 | 妨害 | 一時的 |
| 4 | 特別業務 | 無線通信業務 | 制限 | 反復的 |

A - 19 次の記述は、無線通信の秘密について国際電気通信連合憲章に規定する無線通信規則の規定に沿って述べたものである。
□□□□ 内に入れるべき字句の正しい組合せを下の番号から選べ。

主管庁は、国際電気通信連合憲章及び国際電気通信連合条約の関連規定を適用するに当たり、次の事項を □□□□ A するために必要な措置を執ることを約束する。

- (1) 公衆の一般的利用を目的としない無線通信を許可なく傍受すること。
- (2) (1)にいう無線通信の傍受によって得られたすべての種類の情報について、許可なく、その □□□□ B を漏らし、又はそれを □□□□ C こと。

- | | A | B | C |
|---|----------|--------------|------------|
| 1 | 禁止 | 内容 | 公表若しくは利用する |
| 2 | 禁止 | 内容若しくは単にその存在 | 他人の用に供する |
| 3 | 禁止し、及び防止 | 内容 | 窃用する |
| 4 | 禁止し、及び防止 | 内容若しくは単にその存在 | 公表若しくは利用する |

A - 20 次の記述は、アマチュア局の機器の操作に関する国際電気通信連合憲章に規定する無線通信規則の規定について述べたものである。
□□□□ 内に入れるべき字句の正しい組合せを下の番号から選べ。

アマチュア局の機器を操作するための許可を得ようとする者は、モールス字号によって文を正確に手送り送信し、及び正確に聴覚受信することができることを証明しなければならない。ただし、関係主管庁は、専ら □□□□ A 周波数を使用する局については、この要件を課すことを要しない。

主管庁は、アマチュア局の機器の操作を希望する者の □□□□ B の資格を検証するために必要と認める措置を執る。

- | | A | B |
|---|----------------|----------|
| 1 | 30MHz を超える | 運用上及び技術上 |
| 2 | 30MHz 以下の | 技術上 |
| 3 | 26.175MHz を超える | 運用上及び技術上 |
| 4 | 26.175MHz 以下の | 技術上 |

B - 1 次の記述は、無線局（包括免許に係る特定無線局を除く。）の廃止等について電波法の規定に沿って述べたものである。
□内に入れるべき字句を下の番号から選べ。

免許人は、その無線局を □ア□ ときは、その旨を総務大臣に届け出なければならない。
免許人が無線局を廃止したときは、免許は、その効力を失う。
免許がその効力を失ったときは、免許人であった者は、□イ□ 以内にその免許状を □ウ□ しなければならない。
無線局の免許がその効力を失ったときは、免許人であった者は、遅滞なく □エ□ を撤去しなければならない。
□オ□ に違反した者は、30万円以下の罰金に処する。

- | | | | | |
|---------|-------|--------|--------|--------|
| 1 又はの規定 | 2 1箇月 | 3 廃止する | 4 送信装置 | 5 の規定 |
| 6 廃止した | 7 廃棄 | 8 返納 | 9 空中線 | 10 10日 |

B - 2 次の記述は、送信空中線の型式及び構成等について無線設備規則の規定に沿って述べたものである。□内に入れるべき字句を下の番号から選べ。

送信空中線の型式及び構成は、次に適合するものでなければならない。

- (1) 空中線の利得及び能率がなるべく大であること。
- (2) □ア□ であること。
- (3) 満足な □イ□ が得られること。

空中線の指向特性は、次に掲げる事項によって定める。

- (1) 主輻射方向及び副輻射方向
- (2) □ウ□ の主輻射の角度の幅
- (3) 空中線を設置する位置の近傍にあるものであって電波の伝わる方向を □エ□ もの
- (4) □オ□ よりの輻射

- | | | | | |
|-------|--------|-------|---------|---------|
| 1 妨げる | 2 放射効率 | 3 給電線 | 4 接地線 | 5 整合が十分 |
| 6 水平面 | 7 乱す | 8 垂直面 | 9 調整が容易 | 10 指向特性 |

B - 3 次のアからオまでに掲げる無線電信通信に使用するQ符号とその意義との組合せが無線局運用規則の規定に照らし対応しているものを1、対応していないものを2として解答せよ。

Q符号	意義
ア QRH?	こちらの周波数は、変化しますか。
イ QRK?	こちらの信号（又は・・・（名称又は呼出符号）の信号）の明りょう度は、どうですか。
ウ QRM?	そちらは、空電に妨げられていますか。
エ QSM?	こちらの伝送は、混信を受けていますか。
オ QSY?	こちらは、他の周波数に変更して伝送しましょうか。

B - 4 次の記述は、周波数等の指定の変更等について電波法の規定に沿って述べたものである。□内に入れるべき字句を下の番号から選べ。

総務大臣は、電波の規整その他 □ア□ 必要があるときは、当該無線局の □イ□ に支障を及ぼさない範囲内に限り、無線局の □ウ□ の指定を変更し、又は人工衛星局の □エ□ の変更を □オ□ ことができる。

- | | | | | |
|-------|-------|---------|----------------|----------------|
| 1 運用 | 2 命ずる | 3 目的の遂行 | 4 無線設備の設置場所 | 5 周波数若しくは空中線電力 |
| 6 行政上 | 7 公益上 | 8 無線設備 | 9 電波の型式若しくは周波数 | 10 勧告する |

B - 5 次に掲げる局の識別に関する記述のうち、国際電気通信連合憲章に規定する無線通信規則の規定に照らし正しいものを1、誤っているものを2として解答せよ。

- ア 虚偽の識別表示を使用する伝送は、すべて禁止する。
- イ 紛らわしい識別表示を使用する伝送は、すべて禁止する。
- ウ 識別信号を伴う伝送については、局が容易に識別されるため、各局は、その伝送（試験、調整又は実験のために行うものを含む。）中のできる限りしばしばその識別信号を伝送しなければならない。もっとも、この伝送中、識別信号は、少なくとも1時間ごとに、なるべく毎時（UTC）の5分前から5分後までの間に伝送しなければならない。ただし、通信の不当な中断を生じさせる場合は、この限りでなく、この場合には、識別表示は、伝送の初めと終わりに示さなければならない。
- エ アマチュア業務においては、すべての伝送は、識別信号を伴うものとする。
- オ アマチュア局は、特別取決めにより国際符字列に基づかない呼出符号を持つことができる。